

後遺障害諸問題 ～自動車事故を中心に～

コブエ法律事務所 弁護士 古笛 恵子

1. 後遺症と後遺障害

日常生活においては「後遺症」ということが多いが、法の世界では「後遺障害」ということが多い。同じように思えるが、法の世界では、後遺症と後遺障害は異なるとこだわって使い分けている。

2. 損害賠償請求の要件としての後遺症

本来、「後遺症」とは回復しない心身の不調のことであって、心身の不調である「傷害」の延長概念である。

損害賠償を請求するには、「権利又は法律上保護される利益」の侵害が求められるが、生命や身体はまさに最も重要な法益である。身体を害され、回復しない場合が、「後遺症」である。

3. 自賠責保険における後遺障害

自賠責保険は、自動車事故の加害者の責任を担保する強制保険であるが、支払基準に基づき定型的な支払処理がなされる。

支払基準においては、後遺障害による損害として逸失利益と慰謝料等が支払われる。ここでのいう「後遺障害」とは、自賠法施行令により「傷害が治ったとき身体に存する障害」と規定され、等級により保険金額が設定されている後遺障害等級認定手続きを経る。

自賠責保険金を支払うための要件が後遺障害である。

4. 損害賠償の理論と実務

理論的には「後遺症」に対する損害賠償であるが、実務的には、交通事故事案においては自賠責保険における後遺障害等級認定を前提に、等級ごとに一定のルールに基づき損害算定がなされている。良くも悪くも民事交通事故訴訟の損害賠償額の基準が公表されており、交通事故のみならず他の損害賠償事案も同様に処理がなれている。

このような実務運用をふまえ「後遺障害」と呼ばれるのが法の世界である。

自賠責保険における後遺障害等級認定は、損害算定のための一資料であるが、事実上、その影響力は極めて大きい。

認定等級よりも上位等級が認められた裁判例、認定等級よりも高い労働能力喪失例が認められた裁判例などは、日弁連交通事故相談センター発行の損害賠償基準本で紹介されている。

5. 目に見えにくい後遺障害

近年「目に見えにくい後遺障害」との用語が判決文のなかでも登場するほど一般的になっている。これは、自覚症状主体で他覚的所見の乏しい後遺障害のことである。

具体的には、①PTSD・非器質性精神障害、②高次脳機能障害・器質性精神障害、③RSD(CRPS)疼痛疾患を意味する。それぞれ全く異なる病態であるが、損害賠償額算定の際、同じ問題状況となるので、「目に見えにくい後遺障害」と一括りにされている。

6. 医の診断と法の判断

医師が高次脳機能障害と診断したのに、素人の法律家(裁判官)が高次脳機能障害を否定することは珍しくない。MTBI、PTSD、RSD・CRPS、脳脊髄液減少症、胸郭口症候群、TFCC損傷、中心性頸髄損傷・・・あらゆる診断が争点となっている。

それは医と法の目的の違いによる。医師の診断は治療を目的としているが、法の判断は民事責任を負う加害者が負担すべき損害賠償額の算定を目的とする。

だからこそ、法の世界では、被害者のみならず加害者ひいては社会が納得しうるだけの客観的裏付けが必要となる。患者として診断基準を満たしても、被害者として損害賠償基準を満たさないことは矛盾でも何でもない。

7. 厳格説と緩和説

法の判断方法も、診断名について法的観点から厳格に判断する厳格説と、診断名は緩やかに判断したうえで損害賠償額をの素因減額の手法などによって調整する緩和説とある。

自賠責保険の支払基準には素因減額が規定されていないことから、自賠責保険実務はいわば厳格説である。裁判例は分かれているが、PTSDなどは厳格説に舵が切られている。